

岩手県告示第744号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年9月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社前田
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字宮野26番地
 - ウ 代表者の氏名 前田輝男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第90100号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月30日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年9月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 金子技建
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市磯鶏三丁目7番34号
 - ウ 代表者の氏名 金子賢一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第120100号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月4日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年9月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社テクノ建装
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第36地割6番地3
 - ウ 代表者の氏名 高山政行
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第140046号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月25日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年9月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 タダテックス有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第24地割9番地1
 - ウ 代表者の氏名 遠藤忠寿
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第160002号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月2日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業、塗装工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。